

入 札 説 明 書

令和7年4月30日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ
- (2) 数 量 仕様書のとおり
- (3) 規 格 等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和7年12月19日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 参 考 品 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（「J03 防災用品」）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競

争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 令和7年5月14日 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 令和7年4月30日から令和7年5月20日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を持参、郵便又はメール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 令和7年5月9日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ等（コピー可）を添付の上、同等品申請書（別紙第3号様式）を持参、郵便又はメール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 令和7年5月9日 12時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和7年5月21日 10時00分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suitou/keiri/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案） 別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担	当	主事 三上 佳澄
電	話	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 9 8
フ	ァ	ッ
ク	ス	0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 1 9
メールアドレス		kasumi_mikami@pref.aomori.lg.jp

令和 7 年度

災害用組立トランク型自動ラップ式
トイレ仕様書

青森県

仕様書最終確認
担当者所属・氏名 防災危機管理課 主幹 若山真紀子
連絡先 0 1 7 - 7 3 4 - 9 1 8 1 (直通)

災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ仕様書

1 総則

この仕様書は、青森県（以下「発注者」という。）が購入する災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ（以下「自動ラップ式トイレ」という。）の物品概要、仕様・規格等及びこれらに関する事項について定める。

2 物品概要

（１）物品名称 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ

（２）納入場所 ①と②の納入場所に納入する

①県立高等学校及び県立特別支援学校 ３２校

②県が指定する民間営業倉庫（青森市戸門を予定）

（詳細は別紙参照）

（３）納入期限 令和７年１２月１９日（金）

（４）参考品目 日本セイフティー株式会社「ラップポン」等一式

株式会社ニード「要配慮者対応 ユニバーサルテント」

	参考品名	参考品番	数量	単位
①	ラップポン・トレッカーWT-4GV(S)	WT4SE102G	７８	台
②	専用消耗品セットＢタイプ	COSEWS05J	７８	セット
③	専用ハンディーバッテリー	BALPHB01JH	１５６	個
④	専用アーム ラクアーム WR-3	WR3AR001JH	７８	台
⑤	要配慮者対応 ユニバーサルテント	ACT-1.5C	７８	張

※同等品を納入する場合は、申込時に同等性能の証明書類を提出して承認を得ること。

3 仕様・規格等

（１）本体機器仕様

ア 本体素材はアルミ合金製の組立て式とし、脚部はアルミパイプ、便座はポリプロピレン樹脂とする。

イ 分解又は折りたたんで段ボール製の収納箱１箱内に収納されていることとし、５段までの段積み可能とする。

収納箱の大きさは、W４７０mm×D５８０mm×H３５０mm（いずれも±１０mm）以内とする。

ウ 本体外形は以下のとおりとする。

(収納時) W 3 9 0 mm×D 4 6 0 mm×H 2 7 0 mm (いずれも± 1 0 mm) 以内

(使用時) W 3 9 0 mm×D 4 6 0 mm×H 4 0 0 mm (いずれも± 1 0 mm) 以内

※使用時の高さ (4 0 0 mm (± 1 0 mm) 以内) は座面までの高さとする。

エ 本体重量は概ね 1 5 kg 以下とする。

オ 耐荷重は 1 5 0 kg 程度とする。

カ 衛生管理のため、便座の取り外し及び水での丸洗いを可能とする。また、次亜塩素酸での消毒も可能とする。

(2) 本体付属品

ア 本体 1 台に、設置及び使用に必要な AC アダプター、電源コード、ジグリン(フィルム装着治具)を付属させる。なお、本体機器をリモートコントローラ (リモコン) で操作する製品の場合は、リモコン設置のためのマジックテープも付属させる。

イ AC アダプターの重量は概ね 5 0 0 g 程度とし、電圧 1 0 0 V で消費電力 7 5 W の規格を充たすものとする。

ウ 本体 1 台に付き、使用方法が分かるポスター等を各 1 枚ずつ付属させる。

4 オプション品

(1) 専用消耗品セット

フィルム・凝固剤・ウェットティッシュが 5 0 回分使用可能なものとする。

(2) 専用ハンディーバッテリー

ア リチウムイオン製のバッテリーとし、電池容量は 6, 9 0 0 m A h、出力電圧は D C 1 4. 4 V 以上、放充電 5 0 0 サイクル以上のサイクルを備えたものとする。

イ 外形は、W 8 6 mm×D 3 0 mm×H 1 6 2 mm (いずれも± 1 0 mm) 以内とし、6 5 0 g 以下とする

ウ 日本電気安全法 (P S E)、欧州 (C E) の適応規格に適合し、過充電・過放電・短絡・温度の保護回路を内蔵するものとする。

エ U S B 出力端子を備え、電圧 5 V、電流最大 2 A とする。

オ L E D 5 段階による残量表示機能を備えたものとする。

カ 空状態から概ね 4 時間程度での満充電を可能とする。また、満充電時の本体連続使用回数は 9 0 回以上とする。

(3) 専用アーム

ア 寸法は下記のとおりとする

(梱包時) W 8 4 0 mm×D 5 9 0 mm×H 1 2 5 mm 程度

(使用時) W 5 7 0 mm×D 8 2 0 mm×H 5 7 0 mm 程度

(アーム高さ) 6 1 5 mm

(背もたれ高さ) 8 2 0 mm

イ 重量は概ね8 kg程度であること

ウ 手すり部垂直耐荷重は概ね80 kg程度であること

(4) 要配慮者対応 ユニバーサルテント

ア 外寸は下記のとおりとする

(設営時) W1, 500mm×D1, 500mm×H2, 200mm程度

(テント収納時) 直径800mm×厚み100mm程度

(梱包時) W1, 000mm×D950mm×H300mm程度

イ 重量は概ね15 kg程度とする。

ウ 本体材質はポリエステル600D相当とし、生地加工(アルミ2層コーティング、防火処理)を施し、以下の項目を満たすこと。

①遮光率: 99.9%以上(JIS L 1055A)による。

②紫外線遮光率: 99.0%以上(分光光度計・全波長平均法に基づく)

③防炎区分: 3(JIS L 1091 A-1法に基づく)

④耐水度: 2,000mm以上(JIS L 1092 A法に基づく)

⑤水堅牢度: 4級以上(JIS L 0846に基づく)※

⑥摩耗堅牢度: 4級以上(JIS L 0849 IIに基づく)※

※「エタノール7.5%溶液」及び「次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液」で実施

エ 本体構造は、ワンタッチ設営が可能なスチールベルト一体五面構造で、以下の項目を満たすものとする。

①出入口はスライド式カーテンとし、施錠と連動して使用表示が出る構造とすること。

②テント内にアルミフレームを設置し、テント自体の耐風性や強度を補強するとともに、出入口のカーテンを吊るすことができる構造で、組立後はテントと一体となること。

③出入口は車いすでの出入りがしやすいこと。

④設営後の壁面(四面)は地面と垂直とし、テント内で広い空間が確保できること。

⑤自動ラップ式トイレを設置しても車いすの稼働円として一定空間が確保できること。

⑥本体四隅に反射材及びストームガードを設けること。

⑦左右1か所に通気用メッシュ窓を設けること。また、雨水の浸入防止及び覗き見を防止するカバーを付けた二重構造とすること。

⑧テント天井部はポールで補強するドーム型とし、雨水等が対流しない形状とすること。

⑨テント下部は隙間が空かないように、フレームを各面の全周囲に配置すること。

⑩正面上部にプレート(男女等)を入れることができるよう、20 cm角の透明ポケットを設けること。

⑪テント本体は専用の収納袋に保管し、附属品類もまとめて収納可能であること。

オ 附属品は以下のとおりとする。

①ハンマー(0.5 kg程度) 1本

②土砂用アンカー 8本

③張り綱(自在ロープ) 4本

④収納袋	1 枚
⑤表示板（男女）	各 1 枚
⑥取扱説明書	1 枚

5 し尿処理方式

- （１）し尿処理については、１回ごとに高吸水性樹脂製の凝固剤で固形化し、自動でフィルムを熱圧着による密封処理を行い、清潔に処理できる仕組みになっていること
- （２）密封処理で使用するフィルムロールはポリエチレン特殊構造防臭BOSフィルムとし、焼却しても有毒ガスが発生しない環境配慮型とする。また、排泄物の臭気は強力に抑えること。
- （３）フィルムは透過性が低く中身が極力見えにくいものとする。また、通常使用時に破袋等の問題が起きにくいものとする。
- （４）フィルムの物性仕様は以下のとおりとする。
 - 引張強度（縦方向）22Mpa 以上（JIS K 7127 に準ずる）
 - 引張伸度（縦方向）350%（JIS K 7127 に準ずる）
 - 引張破断強度 23N/15mm 以上（JIS K 7128 に準ずる）
- （５）凝固剤は高吸水性樹脂製とし、粉末状とする。尿 300ml 以上をゲル化する吸水能力を有するものとする。

6 組立

本体及びトイレブース、専用アームの組立てに際しては、工具等を使用せず、少人数で組み立てられるものとする。

7 取扱説明書等

組立方法が日本語で分かりやすく記載された取扱説明書及びハンディーマニュアルを、本体及びトイレブース各 1 台につき 1 部添付する。

8 保証

保証期間は、納入検査完了の日から起算して 5 年間とする。

9 その他

当該商品が使用時に正常に作動することを確保するため、防臭効果・滅菌効果等の第三者専門機関での検証結果を証明できる書類を添付すること

R7災害用資機材 納入場所リスト (自動ラッピングトイレ)

※R7は網掛けの県立学校には整備しない

番号	学校名	保管場所の状況		EV 有無	搬入時、 学校へのトラック (4t) 横付けの可否	郵便番号	所在地	連絡先	自動ラッピング トイレ式
		部屋の名称	階数						数量
1	青森高等学校	自啓館 (生徒会館)	1	無	可	030-0945	青森市桜川八丁目1の2	017 (742) 2411	2
2	青森西高等学校	階段下倉庫	1	無	可	038-0042	青森市新城平岡266の20	017 (788) 0372	2
3	青森東高等学校	災害備蓄物資 保管室・生徒 会館倉庫	いずれ も 1階	無	可	030-0921	青森市原別三丁目1の1	017 (736) 2440	2
4	青森北高等学校	第一体育館ス テージ横倉庫	2	無	可	038-0058	青森市羽白富田80の7	017 (788) 2893	2
5	青森南高等学校	第一体育館 器具室	2	無	可	030-0856	青森市西大野二丁目12の40	017 (739) 3421	2
6	青森中央高等学校	入浴実習室・ リハビリテー ション室	いずれ も 2階	無	否	030-0847	青森市東大野一丁目22の1	017 (739) 5135	2
7	浪岡高等学校	剣道場	2	無	可	038-1311	青森市浪岡浪岡稲村101の2	0172 (62) 4051	2
8	青森工業高等学校	倉庫 (新設)	1	無	可	039-3507	青森市馬屋尻清水流204の1	017 (737) 3600	2
9	青森商業高等学校	第一体育館裏 物置	1	無	可	030-0951	青森市戸山安原7の1	017 (765) 6030	2
10	木造高等学校					038-3193	つがる市木造日向73の2	0173 (42) 2066	
11	鰺ヶ沢高等学校	第二体育館 器具庫	1	無	可	038-2761	鰺ヶ沢町舞戸町小夜72	0173 (72) 2106	2
12	五所川原農林高等学校	普通教室棟 選択教室	1	無	可	037-0093	五所川原市一野坪朝日田12の37	0173 (37) 2121	2
13	五所川原工科高等学校	第二体育館 女子更衣室	2	無	否	037-0035	五所川原市湊船越192	0173 (35) 3444	2
14	弘前高等学校	第一体育館 女子更衣室	2	無	可	036-8558	弘前市新寺町1の1	0172 (32) 0251	2
15	弘前中央高等学校	資料室2	1	無	否	036-8550	弘前市蔵主町7の1	0172 (35) 5000	2
16	弘前南高等学校	普通教室棟 階段室	4	有	可	036-8247	弘前市大開四丁目1の1	0172 (88) 2231	2
17	黒石高等学校	部室	1	無	可	036-0388	黒石市西ヶ丘65	0172 (52) 4321	2

R7災害用資機材 納入場所リスト (自動ラッピングトイレ)

※R7は網掛けの県立学校には整備しない

番号	学校名	保管場所の状況		E V 有無	搬入時、 学校へのトラック (4t) 横付けの可否	郵便番号	所在地	連絡先	自動ラッピング トイレー式
		部屋の名称	階数						数量
18	弘前実業高等学校					036-8155	弘前市中野三丁目6の10	0172 (32) 7151	
19	三本木高等学校					034-0085	十和田市西五番町7の1	0176 (23) 4181	
20	三沢高等学校	倉庫 (新設)	1	無	否	033-0037	三沢市松園町一丁目1	0176 (53) 2168	2
21	野辺地高等学校	第二体育館 用具庫	1	無	可	039-3157	野辺地町松ノ木106の1	0175 (64) 2266	2
22	七戸高等学校	部室	1	無	可	039-2516	七戸町舘野47の31	0176 (62) 4111	2
23	百石高等学校	女子職員休憩室	4	無	否	039-2223	おいらせ町苗平谷地46	0178 (52) 2088	2
24	六ヶ所高等学校	事務倉庫・生 徒会館	1・2	無	否	039-3215	六ヶ所村倉内笹崎305	0175 (74) 2304	2
25	三本木農業恵拓高等学校	第一体育館 教具庫	2	無	可	034-8578	十和田市相坂高清水78の92	0176 (23) 5341	2
26	十和田工業高等学校	試験計測実習室	1	無	可	034-0001	十和田市三本木下平215の1	0176 (23) 6178	2
27	三沢商業高等学校	第一体育館 ギャラリー	2	無	可	033-0053	三沢市春日台二丁目154	0176 (53) 2880	2
28	田名部高等学校	LL準備室	2	無	可	035-0054	むつ市海老川町6の18	0175 (22) 1184	2
29	大湊高等学校	第一体育館 用具庫	2	無	可	035-0096	むつ市大湊大近川44の84	0175 (24) 1244	2
30	大間高等学校	第一体育館手 前の倉庫	1	無	可	039-4601	大間町大間大間平20の43	0175 (37) 2109	2
31	むつ工業高等学校	第二体育館 キャットウォ ーク・第一体育館 用具庫	いずれ も 2階	無	可	035-0082	むつ市文京町22の7	0175 (24) 2164	2
32	八戸高等学校					031-0021	八戸市長者四丁目4の1	0178 (44) 0916	
33	八戸東高等学校					031-0001	八戸市類家一丁目4の47	0178 (43) 0262	
34	八戸北高等学校	生徒会館 収蔵室	2	無	可	031-0833	八戸市大久保町道8の3	0178 (33) 0810	2

番号	学校名	保管場所の状況		E V 有無	搬入時、 学校へのトラック (4 t) 横付けの可否	郵便番号	所在地	連絡先	自動ラッピング トイレー式
		部屋の名称	階数						数量
35	八戸西高等学校					039-1101	八戸市尻内町中根市1 4	0178 (27) 5365	
36	三戸高等学校	生徒指導室	1	無	可	039-0141	三戸町川守田白坂ノ上3の1	0179 (22) 2148	2
37	八戸商業高等学校	書庫	3	無	可	031-0012	八戸市十日市塚ノ下3の1	0178 (96) 5001	2
38	北斗高等学校					030-0813	青森市松原二丁目1の2 4	017 (734) 4464	
39	七戸養護学校	倉庫（新設）	1	無	可	039-2597	七戸町蛇坂5 7の3 1	0176 (62) 2331	2
40	県が指定する民間営業倉庫		1	無	可		（青森市戸門を予定）		14
合計									78

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩
(委任代理人 ⑩)

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品 名 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ

数 量 一式

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先
メールアドレス

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和 7 年 4 月 3 0 日
品 名	災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先
メールアドレス

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和7年4月30日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付：)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 県内に本店を有していること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者(更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第3－2号様式（第7条関係）

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和7年4月30日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品 名 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機 種	規 格	納入年度	納入先	納入数量	備 考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

青 会 管 第 号
令 和 年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

1 品 名 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ

入札（見積り）期日 令和7年5月21日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 会計管理課入札室

別紙（第3号様式）

年 月 日

会 計 管 理 課 長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

参考品番号	名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 同等品の申請をする場合に提出する。
- 3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第2条（ ）及び第11条（ ）を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1） 物品の名称等

ア 名 称 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ

イ 数 量 別紙内訳書のとおり

ウ 規 格 等 別紙内訳書のとおり

（2） 金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

なお、各売買物品の名称、数量、規格等及び金額の内訳は別紙内訳書のとおりとする。

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1） 納入期限 令和7年12月19日

（2） 納入場所 別紙のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行

うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗し損じたことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 宮 下 宗 一 郎

印

(別紙)

内 訳 書

名 称	規格等	単価	数量	単位	計
ラップポン・トレッカーWT-4GV(S)			78	台	
専用消耗品セットBタイプ			78	セット	
専用ハンディーバッテリー			156	個	
専用アーム ラクアーム WR-3			78	台	
要配慮者対応ユニバーサルテント			78	張	
配送料			1	式	
小計					
取引に係る 消費税及び地方消費税（10%）					
合計					

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。